

佐藤 定 幸

『米国アルミニウム産業——競争と独占』

岩波書店 1967・3 154 ページ

〔一橋大学研究叢書 20〕

1 本書は、著者がかねてからすすめているアメリカ産業における競争と独占にかんする一連の産業別研究シリーズの第1冊として、米国アルミニウム産業における独占の存在形態をその歴史的变化の過程にそって分析し、1社による完全独占から複数の独占体による寡占支配へと変化したこの産業の市場構造の特質とその転化の基本的要因を実証的にあきらかにした好著である。

まず、第1部では、1886年C. M. Hallによるアルミ電解還元法の発明以来、1940年にいたるまでAlcoa (Aluminum Company of America)による完全独占が維持されてきた、この産業の特異な市場構造があきらかにされたのち、第2次世界大戦中におけるこのAlcoa独占体制の崩壊と戦後における寡占構造への移行の過程が歴史的に叙述されている。

著者によれば、1886年以来(Hallの特許権が確立したのは1889年)1909年までの期間はHallおよびBradleyの特許の独占を基礎とした「合法的独占」の時代であり、これらの特許権の消滅後、1940年まで30年以上にわたってAlcoaの1社独占が確保されてきたのは、Alcoaの積極的な競争者排除政策とそれにもとづくきわめて高い参入障壁の結果であった。特許期限の満了に先立って、1904年以降、Pittsburgh Reduction Company(1907年に現社名に改称)はボーキサイト採掘会社および水力発電会社の買収や調理器具生産会社およびその販売会社の設立など、原料から製品加工・販売にいたるまで広範囲な垂直的統合をすすめた。こうして、1912年にはAlcoaは当時既知のアメリカおよびカナダの採算に合うボーキサイト鉱床の90%をおさえ、また水力発電能力も1904年の1.5万馬力から15年には18万馬力に増設された。そればかりではない。アルミニウムと自然的属性が類似し、競合関係にあるマグネシウムの生産にも手を挙げ、1924年にはAmerican Magnesiumを買収してDow Chemicalと並ぶ2大独占体の1つとなり、同社と市場協定を結んで国内市場を独占した。また国際競争の面でも、1896年に早くもスイスのAIAGとのあいだに市場協定を結び、1901年にはさらにイギリス、フランスの会

社をも加えた国際カルテルを結成した。このカルテルは、その後いくたびかの中断と形態変化はあったが、第2次大戦終了時まで存続した。

このようなAlcoaの国内・国外市場にわたる積極的な膨張政策と独占維持政策とにたいして、アルミニウム産業への新企業の参入の企てがけっしてなかったわけではない。1912年のフランス系資本によるSouthern Aluminumの設立や、1920年代前半におこなわれたUihlein家、Henry Fordならびに煙草王J. B. Dukeによるアルミニウム進出計画がそれであるが、いずれも、銀行の融資拒否やAlcoaのはげしい反撃にあって失敗し、競争者たちは手を引かざるをえなかった。

こうしてAlcoaはその前身Pittsburgh Reductionの設立(1888)以来、1940年にいたるまで50年以上の長きにわたって米国におけるアルミニウム生産を完全に自己の支配下においてきた。だが、第2次大戦による航空機増産計画に対応したアルミニウムの急速な生産能力拡張の要求に応じなかったため、ついにAlcoaの完全独占体制は崩壊することとなった。1940年Reynolds Metalsが復興金融会社(RFC)の融資をうけて新しいアルミ生産工場を建設し、また戦時中には7億ドルにのぼる連邦政府資金を投じてアルミナ工場(2)、アルミ還元工場(9)、アルミ加工工場(約25)が建設され、戦争終了時には政府所有工場の生産能力はアメリカの全生産能力の62%にも及んだ。戦後、これらの政府所有工場の民間払下げにあたって、他の多くの産業部門では戦時中にその工場の経営を委託されていた主要大手メーカーの手に渡され、独占擁護的な色彩がつよかったなかで、アルミニウム産業ではAlcoaは払下げの対象から除外され、前記のReynolds Metalsと新たに参入したKaiser Aluminum & Chemicalの手に払下げられた。かくてAlcoaの100%独占は崩壊し、さらにその後、朝鮮戦争期における軍需生産設備にたいする5カ年特別償却制度を利用して、Harvey Aluminum, Anaconda Aluminum, Ormetの3社が参入し、また63年にはAIAG(スイス)の子会社Consolidated Aluminiumが操業を開始した。こうして今日では米国アルミニウム産業には7社が存在するが、そのなかでAlcoaは全米生産能力の38.4%を占めて首位にたち、Reynolds(26.2%)、Kaiser(22.5%)とともに、いわゆる“big three oligopoly”を形づくっている。

2 さて、以上のような独占の形態変化を経験したアルミニウム産業における集中過程の特殊性、そこでの参入障壁の歴史的变化、独占価格の存在様式などの分析が第2部のテーマとなっている。さきにもふれたように、こ

の産業での独占は、その成立の当初において法律によって保証された「独占」として誕生したことを特徴としており、「特許が果たした意義はアメリカの他産業に例をみないくらいに大きかった」。ついで、特許が期限切れとなったあとでは、Alcoaのボーキサイト鉱床ならびに利用可能な水力発電資源の独占(資源独占)を基礎とした「絶対的コスト」における優位、および原料から製品加工・販売にいたる一貫メーカーとしての「資本必要額」の巨大さ(1949年価格で4億ドル、58年価格で8億ドルといわれる)の2つが主要な参入障壁を形成した。

これにたいして、第2次大戦中および朝鮮戦争期におけるRFCの融資や特別償却制度の実施は「資本必要額」障壁を低める役割をはたし、また、戦時中の政府所有工場の委託経営によるknow-howの修得、電力供給源の保証、太平洋岸における水力発電資源の開発、さらに政府貯蔵ボーキサイトの放出、海外におけるボーキサイト鉱山の開発などが、Alcoaの資源独占による「絶対的コスト」障壁の突破に役立った。

しかし、アルミニウム産業におけるAlcoaの1社独占の崩壊・寡占体制への移行をもたらした決定的な要因は、戦時中に建設された政府所有工場の処分にさいして連邦政府がとった方針とその後も持続された「競争促進」的な政策のうちにもとめられるべきであり、その基礎となったアメリカの独占禁止法およびそれにもとづく裁判所のAlcoaにとって不利な判決が指摘されなければならない。こうした政府および司法当局の独占禁止政策の背後には、New Deal以来のアメリカにおける民主勢力の反独占運動があったことを見落すことはできないが、同時に、ヨリいっそう重要なのは、独占体相互のあいだの資本間競争であり、他の産業において独占的地位を占める大資本は「競争促進・独占阻止」の大義名分をにかけてこの部門への参入を企て、政府の独禁政策や裁判所の判決もそのための参入障壁爆破のダイナマイトとして利用されたのであった。そのことは、著者も強調するように、Alcoaの1社独占は崩壊したが、Reynolds, Kaiserとともに3社寡占の体制はいぜん強固に維持されており、それは独占の解消ないし消滅を意味するものではなく、独占の形態変化にすぎないことによって示されている。しかも、ここで著者のいわゆる「戦略的後退」をよぎなくされたMellon財閥は、Alcoaの新しい競争者として登場したKaiser Aluminumにたいして、その社債引受人となり、また同系会社の筆頭貸付銀行となるなど、積極的に金融的結合をふかめて「忠実なカルテル相手方となり、真の敵手とならぬように確保する」こと

につとめている。

従来のアメリカにおける独占研究が、ややもすると独占弁護論に墮するか、あるいは自由競争への復帰を唱える主観主義的な議論におちいりがちであり、独占の形成と発展を資本主義発展の必然的な過程としてとらえ、独占の運動法則を科学的に分析し、その歴史的な性格を客観的にあきらかにしようとする態度が比較的稀薄であり、また大衆的な反独占運動と法制的な独占禁止立法の歴史的な伝統をもつこの国では、独占の存在形態の変化をこのような運動や政策の成果にかかわらせて評価しようとする傾向がつよい(もっとも、かかる運動や政策の重要性はわが国のようなそうした歴史的風土をもたない国ではとくに強調されなければならないが)。これにたいして著者は米国アルミニウム産業における独占的市場構造の変化をあくまで経済の論理にしたがって分析し究明しようとする態度をつらぬいている。

こうした著者の分析視角には大いに賛意を表するものであるが、蛇足をつけ加えるならば、第2次大戦を契機とした独占形態の変化が、たんに独占諸資本間の競争の結果からだけではなく、Alcoa 1社の独占体制がこの部門での生産力の発展の客観的な要求に応じえなくなった結果とみることはできないだろうか。すなわち、この時期における軍需を中心とした需要の激増に直面して、Alcoaがみずから力でこれに対応した生産能力の拡張をおこなわなかった(あるいは、おこなえなかったという方が正しいかもしれない)点にこそ、まさに同社が完全独占の地位をうしなうにいたった基本的な要因が潜んでいるようにおもわれる。アメリカにおけるアルミニウム需要が急増した時期としては、それ以前にも第1次大戦をはさんだ1910年代をあげることができるが、この時期にはAlcoaは「特許独占」消滅後の市場独占政策としてきわめて積極的な拡張政策をすすめて、需要の激増に対処した。けれども、第2次大戦中および1950年代における需要増加はそれよりもはるかに大規模であり、Alcoa 1社が自己の資金調達能力と企業採算においてはもはやこれに応じきれなくなった(戦後におけるアルミニウム需要がこれほどまでに増大するとはおそらく予測しなかったことも、その重要な1因といえよう)。このため、生産力の急速な発展の要求は国家資金を動員した政府の介入を不可避にし、それが独占間競争の激化と他の独占体の参入を誘発したといえよう。

一般に、市場における参入障壁の高さは、たんに必要資本規模の大きさだけでなく、市場における総需要の大きさとの関連においてそれが問題にされなければならない

い。必要資本規模を一定とすれば、総需要の急速な増大は参入障壁を低め、潜在的競争者の参入を有利にする。戦後アメリカにおける産業部門別市場集中度の変化がその部門での生産高の変化(またはそれに対応した企業数の増減)とかなり相関的な関係がみられるのも、これに関連して注目に値する。

ともあれ、アメリカ産業研究について独自の視角を確立しようとする著者の野心的な一連の研究計画の大成を祈ってやまない。

【奥村茂次】

宮 鍋 幟

『ソヴェト農産物価格論』

岩波書店 1967・3 142 ページ

〔一橋大学経済研究叢書 21〕

本書はソヴェト経済学界において多数の学者が参加して、ここ10年来くりひろげられてきた農産物の社会的価値規定の問題、農産物価格形成原則の問題、社会主義のもとでの差額地代の問題などをめぐる一連の論争を丹念に跡づけ、じつに複雑多岐にわたる多くの論点を整理して検討をくわえ、それらの論点についての著者自身の見解を提示した貴重なモノグラフである。著者が本書を書くために目を通したとおもわれる論文だけでも200を越え、おそらく関係文献で著者の目に触れなかったものはないとおもえるほどの徹底した文献渉猟と問題追求がなされており、著者のひたむきな努力によって、ここに現代ソヴェト農業論解明の有力な手がかりの1つをなす農産物価格論について全面的な解明がなしとげられたことにたいして、同学のひとりとしてまず敬意を表しておきたい。

本書のなかで追求されている問題は、さきに触れたように、ソヴェト農産物価格問題であり、しかもこの問題をめぐる論争そのものが本書の中心的内容をなしているため、本書を書評するには、いやおうなしに論争の中味を問題にしなければならないが、ここで論争の細部に立ち入って述べることは到底できないので、以下には、評者が理解したかぎりにおいて、本書で取り扱われている論争問題の骨組み程度のことを紹介することにしたい。

周知のように、ソ連の農産物価格はながきにわたって価値以下に定められてきた。それによって農民は大きな犠牲を払わされてきたが、しかし、ソ連はこれによって国の工業化のための資金を賄ってきたのである。53年にいわゆるフルシチョフ農政が展開されたとき、農業振興策の有力な方策の1つとして、農民の生産意欲を刺

激する目的で農産物価格の大巾改訂が実施された。そしてこのような事情を背景にして、従来の農産物価格形成原則に批判のメスが加えられ、「経済的に根拠ある価格」をいかに設定すべきか、またこれらの問題と関連して差額地代の問題などが経済学界において重要な論議の対象となったのである。これが本書の対象となっている諸論争の背景である。

本書はつぎの3つの章からなっている。第1章「現行ソヴェト農産物価格制度」、第2章「社会主義のもとでの農産物の価値と価格」、第3章「社会主義農業における差額地代」である。

第1章は、ソ連における農産物価格論議の背景を明らかにし、問題の所在をさぐるために、その出発点となる現行の農産物価格の制度的側面の解明に重点がおかれており、本書全体の序章的役割を果たしている。

第1節「コルホーズ農産物の買付価格」では、著者は58年以前の農産物価格制度の概要とその欠陥について述べ、ついで58年の単一買付価格の設定の意義についてふれ、この単一買付価格がソ連農業史上はじめて正常な水準に、つまりコルホーズの支出を補填し必要な蓄積を確保しうる水準に定めようとする最初の試みであったことを強調している。ついで著者は、ソヴェト農産物価格の特徴が各種農産物価格間の格差と地帯別価格差とにあることを指摘し、これらの問題が58年の新買付価格の設定によってどのようになったかを問題にし、第1に工業用作物が有利で、穀物がこれにつき、畜産物・野菜・ばれいしょが不利という「3段階格差」は縮少しつつあるものの、依然として色濃く残っており、とくに畜産物の価格は価値以下であること、第2に地帯別格差についてかなりの改善がなされたが、農産物の地帯別価格制度そのものに解決すべき多くの問題——たとえば個々の地帯の領域が広く、各地帯内のコルホーズの収益率に開きが大きいこと、地帯別価格が生産物の実際原価を正しく反映していないことなど——が残されていることを明らかにしている。

第2節「ソフホーズ農産物の引渡価格」では、53年以前のソフホーズ農産物価格制度の概要と54年4月の新引渡価格改訂の意義について述べ、この改訂によって全国が17の価格地帯に区分され、ソフホーズの収益性を保証する価格がはじめて設定されたことを明らかにしている。第3節「1965年の価格改訂」は、以上の2節の説明を補足するものとして、1965年に実施された部分的改訂の要旨を説明している。

以上の予備的考察をふまえて、第2章以下では、本題